

イスラム金融とその可能性⁽¹⁾

立
花
亨

はじめに

一 イスラム金融とは何か

(1) なぜ利子は禁止されたのか

(2) 利子禁止の意味

二 イスラム金融の基本形態

(1) ムラーバハ (murabaha)

(2) バイ・アル・アイナ (bai al ainah)

(3) イジャラー (ijara)

(4) ムダーラバ (mudaraba)

三 イスラム金融の可能性

はじめに

とりわけ二〇〇七年以降、我が国においてはイスラム金融に対する関心が高まっている。同年以降に出版されたイスラム金融関係の書籍には、主なもののみに限っても、吉田「二〇〇七」、糟谷「二〇〇七a、二〇〇七b、二

〇〇八」、イスラム金融検討会「二〇〇八」、前田「二〇〇八」、門倉「二〇〇八」等があり、新聞・雑誌等の関連記事も増えている。内容は硬軟様々だが、イスラム金融が脚光を浴びている事実は十分浮き彫りとなる。一九八〇年代末の解説書(石田・田中・武藤「一九八八」)に続いて一九九〇年代には、より体系的な研究書の翻訳(バーキルツ・サドル「一九九四」)も上梓されたものの、当時は類書の出版が相次いだわけではない。

イスラム金融に対する関心の高まりを支えているのが、世界的規模でみた同金融資産の増大である。現在、急速に発展しつつある分野ということもあって、世界的規模でイスラム金融資産の全貌を正確に把握しうる統計は存在しないものの、各種情報を総合すれば、イスラム金融資産はすでに七五〇〇〇億ドルの規模に達し、年一〇～一五%の割合で増加を続けている。⁽²⁾イスラム金融分野の潜在的市場規模が四兆ドルと見積もられる中、そこに多くの可能性を見いだすことは難しくない。我が国との絡みでも、二〇〇七年一月にイオンクレジットサービスのマレーシア現地法人がマレーシアで四億リングギ(約一三六億円)のイスラム債発行を表明したほか、国際協力銀行も同国でのイスラム債発行を検討している。

現時点でイスラム金融には、①サウジアラビア等の中東湾岸産油国、②アジアのイスラム国家であるマレーシアという二つの中心地が存在しているが、両者の間には何をイスラム金融として許容するかをめぐめる微妙な食い違いが存在する。後述するように、例えばマレーシアはイスラム金融の枠組み内でクレジット・カードを可能とする仕組みを案出してきたのに対し、湾岸産油国はこれに消極的な姿勢を崩していない。ただ一般論として、少なくとも現在のところはマレーシアのイスラム金融の方が「公正で統制がとれ、一〇年は先をいつている」⁽⁴⁾と評価されている。

中東におけるイスラム金融の試みは一九六三年、エジプトにおいてコーランの禁止する利子を排除し、損益分担方式によるイスラム貯蓄銀行(Mit Ghannam Savings Bank)が金融機関としての不完全性を抱えながらも設立さ

れたことで始まった⁽⁵⁾。だがこうした動きが名実ともに本格化するの、一九七〇年代の二度の石油危機（一九七三年、一九七九年）によって中東産油国が莫大な石油収入を手にする事態と並行していた⁽⁶⁾。その意味でそれは、余剰資金の使途にイスラム色を付加する政治的・社会的な要求への対応という側面を有し、金融上の必要性がそれほど強く意識されていたわけではない。中東のイスラム金融がその後一九八〇年代半ば以降の原油価格低迷期には勢いを失い、二〇〇四年以降の原油価格上昇を受けて再び拡大期を迎えたのも、そうした枠組みで理解しえよう。

これに対しマレーシアの場合は、イスラム教徒が一生に一度は行うことを奨励されているメッカへの巡礼によって、全財産を費消し帰国後の生活に支障を来すような事例への対応として、事前に財産を運用することで余裕をもつて巡礼後の生活ができるようにすることが重要な目的となっていた⁽⁷⁾。中東の事例とは異なつてマレーシアのイスラム金融機関は、当初から金融上の必要に應えることを求められていた。西欧で発達した金融方式の世界的浸潤という動かしがたい現実の中、金融部門においてもイスラム的価値の尊重を印象づけようとする中東諸国に対し、マレーシアは西欧式と同等の金融をイスラム式でも提供することを目指してきた⁽⁸⁾。

こうしたイスラム金融の導入へと至る経緯の違いは、シャリーア（イスラム法）に厳格な中東型と、より柔軟なシャリーア解釈に基づくマレーシア型という二つの類型を生み出している。以下では、二つの類型の違いを念頭に置きながら、イスラム金融とそれに基づく主要な商品の特徴、金融手段としての制約等を概観のうえ、イスラム金融が有する可能性について考えてみたい。

一 イスラム金融とは何か

これまで注釈なしに使用してきたイスラム金融は、一言でいえば、シャリーアに則った金融の方式である。シャリーアは人間の行為に義務・禁止へと至る五つの範疇⁽⁹⁾を設けているが、イスラム金融はこのうち禁止の範疇に属する行為を排除して成立する。金融との関わりで最大の意味をもつ禁止は利子（リバー）の取得だが、同時に、存在しない資産を対象とするような不確実性（ガルール）や投機（マイシール）も排除される。さらに例えば、飲食を禁じられた豚肉や酒を扱う産業への投資等も許されない。

個々の金融取引に関してこうした点を確実にするため、イスラム金融の実務においてはイスラム法学者による取引の常態的な監査が必要となる。そのためイスラム金融機関はそうした監査部門（イスラム法学者からなるシャリーア委員会）の設置を義務づけられているが、経済や金融、民事法学の分野にまで専門知識を有するイスラム法学者の数は必ずしも多くはない。かかる状況下ドバイ在住のフセイン・ハミド・ハッサン（Hussein Hamid Hassan）師のように、少なくとも一五のシャリーア委員会を主宰し、同時にまたエジプトやクウェート、リビア、カザフスタン、パキスタンといった国の政府にイスラム法に関する助言を行う立場を得るに至った人物も現れた⁽¹⁰⁾。同師は二〇〇六年、ドバイでそれぞれが三〇億ドルを超える二つの巨額なイスラム債の発行を承認してイスラム債への注目を集めたが、「二、三年後には全ての湾岸諸国がイスラムの金融制度へと移行する」との見通しを明らかにし、「イスラム金融は国際的になりつつある」と語った。現時点では中東湾岸地域においてもなお、イスラム金融とは相容れない通常の有利子金融が主体だという現実から目を背けてはいるものの、近年におけるイスラム金融の勢いを反映した発言ではあろう。

不確実性を伴う契約や投機の禁止は、少なくとも部分的には時の古今、洋の東西を問わない性格を有している。

また食べ物に関する禁忌の存在は多くの社会に共通することであり、そうした禁忌を金融分野の活動と関連づけることは理解を超えた事柄とはいえない。けれども有利子を自明の前提とする通常の金融に慣れた我々にとって、利子の禁止といったイスラム金融の特徴は説明を要求しよう。

(1) なぜ利子は禁止されたのか

イスラム教における利子の禁止は、コーランの以下の一節に基づいている。

……アッラーは商売はお許しになった。だが利息取りは禁じ給うた。……だがまた逆戻りなどするようなら（立花注…また利息を取り出すこと）、そこそ地獄の劫火の住人となって、永遠に出してはいただけまいぞ。
（コーラン…二章二七五節）

こうした利子の禁止は実のところ、アラビア半島で誕生した三つの一神教に共通している。最初に成立したユダヤ教は「貧しい者」（出エジプト記…二二章二五節）と「同胞」（申命記…二三章一九節）からの利子取得を禁じ、その禁止は全面的なものではなかった。それゆえ『ヴェニス商人』のユダヤ人高利貸シャイロックは、異教徒であるキリスト教徒から利子を取る行為を正当化することができた。これに対し次に成立したキリスト教は、「何ものも望まずして貸し与えよ」（ルカ福音書…六章三五節）といった聖書の章句を根拠に、万人からの利子取得を禁止しただけでなく、実質的意味であらゆる形態の利子を禁止するという厳格さを採用するようになっていく。それは利子を取る精神そのものを、穢れたものとして排除する姿勢であった。

かかる宗教的伝統の上に成立したイスラム教も利子の禁止を明確にすることとなったが、利子取得精神を禁止

したキリスト教徒とは異なり、イスラム教徒はむしろ柔軟なコーラン解釈を通して禁止された利子の吟味へと動き、時代が変わり利子の必要性が浮上した状況へも、宗教上の大原則を修正することなく対処してきた。

アラビア半島で誕生した三つの一神教が利子を禁止した背景としては何より、当時の社会状況が指摘されねばならない。砂漠地帯に生活する人々の当時の経済活動は、ほぼ隊商（キャラバン）交易に限られていた。隊伍を組んで商品を運搬しこれを売り捌くことで利益を得る隊商交易はしかし、自然条件はもちろん盗賊の存在⁽¹⁴⁾もあってしばしば生命の危険を伴う行為であった。それゆえ隊商交易従事者が資金を必要とした際に、例えば 5% とか 10% というように予め利率を設定してこれを融通することは、借り手側に著しく不利で不公平な取り決めと考えられた。そうであればこそ、ユダヤ、キリスト、イスラムの各一神教は利子への否定的姿勢を共通して明確にしたのであろう。同時にまた、不労所得に否定的な我々の感性も、すでに当時から存在していたものと思われる。ところで民族宗教にとどまったユダヤ教とは異なり世界宗教化するキリスト教とイスラム教が、利子禁止への対応としてそれぞれ原理原則性、柔軟性を際立たせるに至ったのはなぜであろうか。キリスト教の場合、現在に連なる宗教上の基本的な枠組みが形成されたのは、一、二世紀のローマ帝国支配下の欧州においてであった。そこでキリスト教は、支配される側の宗教として信徒の困難な境遇を正当化する役割を担った。⁽¹⁶⁾彼らにとっては、自らを取り巻く困難は神から与えられた試練にほかならず、輝かしい未来はそれに耐えることで初めて現実化されるはずのものであった。とはいえ試練が容易に克服されてしまえば、約束された未来が実現しない失望を味わざるをえない。そうした直観的な不安によって、現前する試練は容易に克服しえず、同時にまた多大の禁欲を要求するものと化した。かかる姿勢が利子の禁止という宗教的命令の解釈に投影されたとき、利子を取る精神そのものの原則論的否定が指向されるに及んだといえよう。⁽¹⁷⁾

結局、宗教改革を主導したプロテスタントに続いて、一九世紀になるとカトリックも利子を容認せざるをえな

くなった。原理原則的に禁止していたがゆえに利子の必要性に当面して行き詰まったキリスト教世界は、宗教原則の一大転換に踏み切らざるをえなかったといえよう。⁽¹⁸⁾ もっとも貨幣経済の進展に伴い利子の必要性は認識されており、①他の通貨による返済や、②売却後の即時買戻し（後述するイスラム世界でのバイ・アル・アイナ）といった方法による闇の利子は、キリスト教世界で宗教的悪行とは認識されながらも広く実践されていた。⁽¹⁹⁾

他方コーランによって利子の禁止が明言された七世紀は、預言者ムハンマドの死（六三二年）からほぼ一二〇年間の間に、イスラム世界が急速にその支配域を拡張、南欧州からアジアへと至る帝国が形成される途上であった。キリスト教とは違い、イスラム教は支配する側の宗教としてその骨格を固めた点に特徴がある。いきおいそこでは現状への適応や異なる価値観を持つ異民族支配のための柔軟性、寛容性が要求され、それは利子禁止という宗教的命令の解釈にも反映されるに至った。

ではイスラム金融という利子の禁止は、いかなる意味をもたされているのか。

(2) 利子禁止の意味

通常の意味での利子は、「借り手が貸し手に対し、用立ててもらった貨幣の使用料として支払う金銭」⁽²⁰⁾だが、イスラム金融の利子はそれを含んでそれ以上の広がりをもつ。この点を理解するには、今一度、利子の禁止規定へと戻らねばならない。実はイスラム教の利子に対する嫌悪感は、常軌を逸した過激さを印象づけるものとなっている。

実際、先に引用したコーラン二章二七五節は、許された行為としての商売との対比において利子を取ることの禁止を明言する一方、そうした行為は永遠の地獄の劫火に値すると述べている。また同二七八節は、利子を帳消しとしない者にアッラーとその使徒からの宣戦を覚悟するよう求めている。さらにハディース（預言者ムハンマ

ドの言行録)の中でも權威をもつブハリー (Sahih Bukhari) 版は、利子を取ることの罪は母親との近親相姦以上に悪いとしているが、かかる反利子姿勢の過激さはこれまで十分な議論の対象とはなっていない。無論、強硬な反利子姿勢は多くのイスラム教徒の理解するところとなっており、利子を意味するアラビア語 (リバー・riba) が過剰の意を有していたとしても、コーランは単に高利のみを排除し利子一般を禁じたものではないとの解釈は主流となることはなかった。しかしこうした事実は、利子禁止に関するイスラム教の過激さ自体を説明することはない。

この点に関しては、A・スブハニ (Azeemuddin Subhani) による新説が注目される。その骨子は次の通りである。

- 利子の取得は当事者間の合意に基づいており、仮にそれが富者による貧者からの財産奪取に擬せられるとしても、窃盗や強盗、殺人より重い罪と位置づけられるのは釣り合いがとれない。
- 自らが自らを生み出すという意味で、利子は自己生殖にほかならない。これは神の領域に属する行為である。
- そうであればこそハディースは、利子を自己生殖の近似型と断言していい近親相姦を超えた悪事と非難することとなった。
- 利子はそれ自体が悪事であるがゆえにではなく、人間が神聖な領域に踏み込むことであるがゆえに禁じられた。

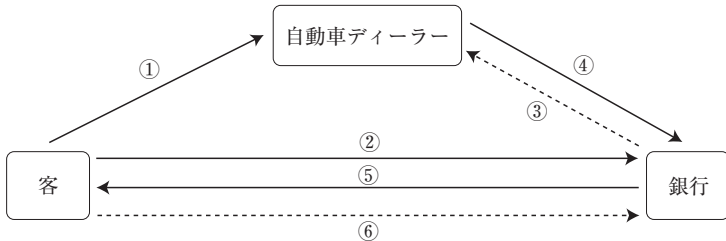
(Subhani [1008])

要するにコーランによる利子の禁止は、外部からの干渉を必要とせず自己完結的に増殖を繰り返していく神聖な過程に人間は手を染めてはならないということであり、一般論としては同種のもの同士の交換に増殖（対価）が伴うことは許されないと解釈を導出する。しかも以上の禁止において、時間的経過は増殖を可能とする例外とは見做されない。金融に則していえば、金銭対金銭の交換はたとえ時間的間隔を置いてのものであったとしても、当初時の金額で実行されねばならないということになる。

例えば今一〇〇万円を用立てて一年後にその返済を受けるとしたとき、返済額が一〇五万円になったり一〇万円になったりすることは、まさに利子の禁止に抵触するがゆえに許されない。その意味でイスラム金融は、通常の金融分野で一般的に使われている利子は明確に違法であるという前提に立っている。と同時に、返済が滞った際の延滞金や、あるいは逆に早まった際の報奨金等は否定され、あくまで当初債務額を変更することはできないことになる。

だがそうであれば、余剰資金をもった者から資金を必要とする者に資金が流れていく道筋は、慈善事業を除けば、少なくとも商業的には成立しにくくなってしまおうであろう。そこでイスラム世界においては、イスラム化以前からアラビア半島で行われていた資金融通の方式が次第に制度化されていった。イスラム金融においてもそうした方式が様々な形で利用されており、その特徴は金銭対金銭の異時点間取引による利益には、受益者側の危険負担、すなわち事前に利益が出るか否かが確定していないこと、を不可欠の要件にするというものである。これは当該利益を自己生殖的增加と区別する際の第一義的基準といえる。

図1 ムラーバによる自動車ローン



- ①：この車(ア)が欲しい ②：手数料上乗せによるアの買取を約束
 ③：アの代金支払 ④：アの所有権移転
 ⑤：手数料上乗せ価格(イ)でのアの売却，所有権移転
 ⑥：イの支払(一括または分割)

二 イスラム金融の基本形態

(1) ムラーバ (murabaha)

金銭対金銭を異時点間で交換する際に利子を上乗せすることが不可能なため、イスラム金融では実物資産の取引を介在させ、その際に手数料を発生せしめるという形で実質的金銭貸借関係の商業化に道を拓いている。こうした形態のうち最も多用されているのが、ムラーバハである。

図1は自動車ローンにムラーバハを用いた例だが、まず(ア)という乗用車が欲しい「客」は「銀行」にムラーバハ契約を申し出て、手数料を上乗せした(ア)の購入代金返済を約束する(①及び②)。「銀行」がこれを受け入れた場合、「客」に代わって「自動車ディーラー」から(ア)を購入し(③及び④)、予め合意した手数料上乗せ価格(イ)で「客」にこれを転売する(⑤)。(ア)の所有権を得てその使用が可能となる「客」はその後、一括あるいは分割で(イ)を完済する(⑥)。

ムラーバハの場合、「銀行」が「客」に乗用車を転売した時点で所有権が移転することから、「客」による債務不履行のリスクは「銀行」が負わねばならない。また例えば所有権移転前に当該乗用車が盗難に遭ったような場合も、そのリスクは「銀行」の負担となる。そしてす

でに指摘したように、債務不履行時の延滞金等を請求することはできないため、「銀行」は相応の保証人や担保を要求するのが普通である。逆に報奨金等によって繰り上げ返済を促すこともできない。

ただ、「銀行」と「客」の間の契約内容とはしない形で、延滞の場合に慈善団体への寄付を「客」に要求したり、繰り上げ返済をした「客」に「銀行」が一方的に何らかの利益を供与することは可能であり、それが事実上の延滞金や報奨金の役割を果たしている。

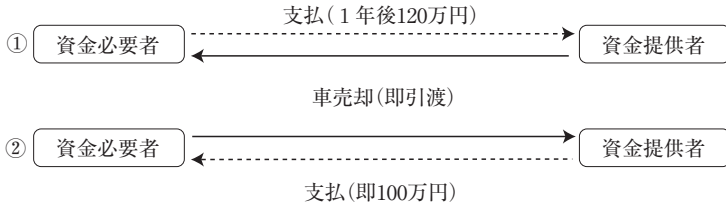
不動産といった高額商品の売買においてもムラーバハは資金融通の手段として用いられているが、例えば我が国の税制に則して考えれば、不動産売買が二回に互ることにより、そのつど不動産取得税を支払う必要が生じざるをえない。いうまでもなくこうした場合、通常金融を利用した場合に比べて資金調達費用は基本的に増加しよう。ただ現状では、イスラム金融機関同士の競争がそう激しくはないため、資金調達費用の増加といった問題は表面化していないといえる。⁽²¹⁾

ムラーバハに関連した今一つの問題として、これを教育ローンに使用しうるかといった問題がある。⁽²²⁾ 教育ローンの場合、「銀行」が「客」に代わって大学の授業料を支払い、後に「客」がこれを返済するというものである。だが契約の対象となっているのは入学して授業を受ける権利であり、実物資産ではない。そのため例えばマレーシアのバンク・イスラム (Bank Islam) は、授業料のみならず下宿代、教科書代、生活費等をも一括して契約の対象とする枠組みを案出した。けれども議論を喚ぶ枠組みであったため、現在では取り扱いを中止しているとい⁽²³⁾う。

(2) バイ・アル・アイナ (bai al ainah)

実物資産の売買を媒介とする方式として、中東では基本的に認められず、マレーシアを中心に行われているの

図2 バイ・アル・アイナとは何か



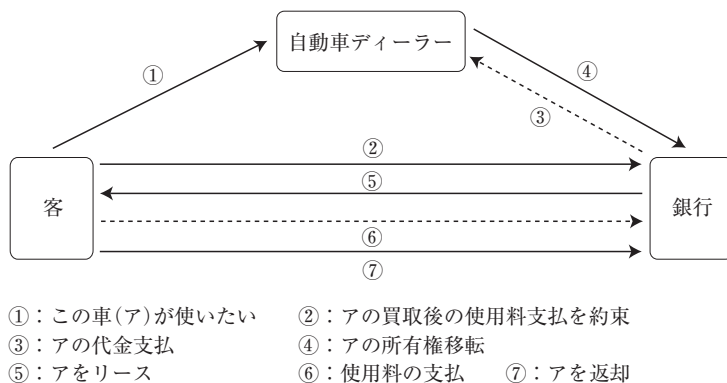
がバイ・アル・アイナである(図2)。もともとこの方式を表すアラビア語が存在すること自体、中東においてもこの方式の存在は知られていたことがわかる。

例えば一年後に一二〇万円にして返済する用意がある「資金必要者」が現時点で一〇〇万円を必要としており、これにに応じて一〇〇万円の用立てが可能な「資金提供者」が存在するでしょう。仮に年二〇%の利率で「資金必要者」が「資金提供者」から一〇〇万円借りるという契約が可能であれば話は簡単だが、利子が禁止された世界ではこれが許されない。そこで何らかの実物資産の売却と買戻しを並行的に行うことで、実質的に上記契約を実現しようというのがバイ・アル・アイナである。

図2に則して説明すると、現在一〇〇万円を必要としている「資金必要者」は「資金提供者」から車の売却を受け、その代金一二〇万円は一年後に支払う契約を結ぶ①。これにより車の所有権は「資金必要者」に移転するが、その後「資金提供者」は、一旦は「資金必要者」に売却した車を一〇〇万円で譲り受ける別の契約を結んでその場で代金を支払い②、車の所有権を再取得する。結局これら二つの契約①、②を経て残るものは、「資金必要者」が一年後、現在手にした金銭に二〇万円を上乗せして「資金提供者」に支払うという義務である。

この方法は二つの売買契約が実質的な意味をもたず、またそれがほぼ同時に行われることもあって、「資金提供者」の側に危険負担がなく、時間的経過のみに基づいて二〇万円の利益を取得する行為と見做され、中東諸国の間では基本的に認められていない。だが利子の必要性という社会の変化にイスラム金融としての現実的な

図3 イジャラによる自動車リース



対応を図るマレーシアは、バイ・アル・アイナを受け入れて現在に至っている。⁽²⁴⁾しかし中東諸国との対立を避ける意味もあつてか、現在ではその利用に抑制的になっている。⁽²⁵⁾

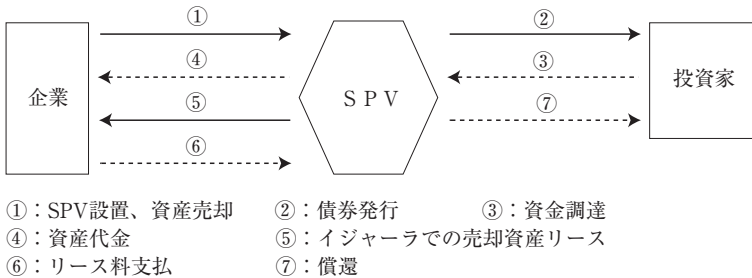
(3) イジャラ (ijara)

ムラーバハとバイ・アル・アイナは実物資産の売買契約を二つ介在させるものであった。これに対し、資金提供者が資金必要者から譲り受けた資産を資金必要者に引き続き使用させてその利用料を受け取るという形態があり、イジャラと喚ばれている。

前述のムラーバハにおいて「銀行」が「客」への所有権移転を嫌い、乗用車の所有権を自らの手中に置いておこうというような場合、これを用いられる(図3)。これは現在の一般的なリース契約にほかならず、その先駆けはイスラム世界にあったことがわかる。なおイジャラ契約の場合、所有権に起因する経費は「銀行」の負担となるため、「客」が支払う使用料(リース料)はそれを含めて算出されることとなる。ムラーバハの場合、途中で「客」の「銀行」に対する支払額を変更することはできないが、イジャラでは可能である。

対象となる資産の価値が大きく、リース期間が長期に互る場合にも適合したイジャラは、他方で法人による資金調達の手段としても脚

図 4 イジャラ債による資金調達



光を浴びている。今、ある企業(A)が一等地にある自社ビルを利用して資金を調達することを計画しているとしよう。その際にイスラム金融は、次のようなイジャラ基盤のイスラム債 (sukuk ijara) を用意している (図 4)。

〔企業〕 A から自社ビルを買収してこれを証券化するための特別目的会社 [SPV: Special Purpose Vehicle] が設立される (①)。「SPV」は債券を発行して「投資家」からビル購入資金を調達し (②及び③)、これをビルの代金として「企業」に支払う (④)。しかし自社ビルの売却後も企業は「SPV」から当該ビルを借り受け (⑤)、これまで通りに業務を続けることができ、代わりにリース料の支払いが義務となる (⑥)。期日が到来すると「SPV」は「企業」にビルを売り戻して資金を回収し、これを原資に債券を償還する (⑦)。こうしたイスラム債については現在、流通市場の整備も進んでおり、使い勝手もよくなってきた。

ただこうした債券の発行に当たっては、債券償還時には額面での売却が保証されているのが普通であり、まただからこそ債券保有者 (投資家) は安心して債券を購入することができる。しかしながらイスラム金融の原則からいえば、債券の売却はその時点の市場価格によるべきであり、事前の買取価格保証は利子の取得と見做されかねない。事実、イスラム金融機関の会計・監査基準共通化を目指し中東諸国が中心となつて一九九一年に設立した A A O I F I (Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial

Institutions) のシャリーア委員会は二〇〇八年二月、そうした保証はイスラム金融の原則に反するとの見解を発表した。⁽²⁶⁾

近年のイスラム金融の隆盛はマレーシアを中心としたイスラム債市場の急拡大によるところが大きく、A A O I F I 声明が今後いかなる影響を及ぼしていくかは注目されねばならない。バンク・イスラム関係者は二〇〇八年七月の時点で、マレーシア市場では同声明の否定的影響はみられていないと述べたものの、⁽²⁷⁾世界的にみれば負の影響は避けられない可能性もある。⁽²⁸⁾

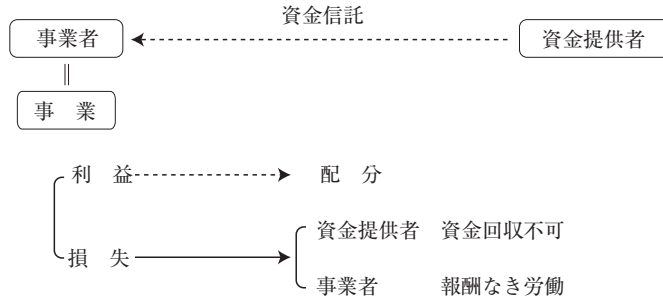
こうした混乱はイスラム金融市場が今後成熟に向かう過程では、ある意味で不可避的なものというるかもしれない。問題は成熟にどのくらいの時間が必要かであり、それまでの間は今回と同様の事態が再び起こらない保証はない。

(4) ムダーラバ (mudaraba)

他にもイスラム金融を支える基本的形態は複数存在するが、紙幅の制約もありここでは我々にとって最も身近な銀行の普通預金や定期預金、当座預金に相当する商品を取り上げ、この章のまとめとしたい。

まず、小切手によっていつでも払い戻しはできるものの無利息を原則とする当座預金については、イスラム銀行の側に特段の工夫や努力は要らない。これに対し、元本保証で利息が付く普通預金については、銀行が預金者から金銭を預かり、払い戻し請求時にこれを返還するとの契約となる。ただこれだと元本は保証されるものの、利子の付与は契約内容とすることはできず、通常の銀行との競争には勝てない。そこでイスラム金融機関は普通、事実上の利息に相当する「贈り物」(ヒバ・hibah)を預金者に一方的に供与する。これは一方的な贈り物であることによって普通預金の契約内容を構成しないため、利子の禁止に抵触しない。

図5 ムダーラバ



問題は定期預金だが、イスラム世界にはムダーラバ (mudaraba) という伝統的な信託金融方式があり、その活用が図られている。図5に明らかなようにムダーラバは、「資金提供者」が資金を必要とする「事業者」に資金を信託する方式である。²⁹⁾ この方式は隊商交易に従事する「事業者」に、「資金提供者」が資金を提供して事業を行わせる事例を想像すると理解しやすいであろう。

ムダーラバに基づく事業で「事業者」が利益を得た場合はこれを予め合意した割合で分配するが、逆に当該事業が失敗に終わり損失が計上されてしまったときは、「資金提供者」は信託資金を失い、「事業者」は報酬なしの労働をしたこととなる。損失の場合でも「資金提供者」がそれ以上の責任を負うことはない。これを利用した定期預金の場合、いうまでもなく預金者は「資金提供者」の、銀行は「事業者」の役割を担うが、銀行の行う事業は通例、何らかの投資行為となる。

通常銀行の定期性預金は基本的に元本が保証されるが、上記のように損益分担を原則とするムダーラバでそうした保証をつけることは、利子の付与と見做され違法となってしまう。それゆえ通常銀行との対抗上、政府が定期性預金の元本を第三者として保証するという形をとったり、イスラム銀行が定期性預金に保険をかけ、万一の場合に預金者を保護する態勢を整えている。

三 イスラム金融の可能性

以上ではイスラム金融の基本的枠組みを明らかにした上で、その主要金融商品を解説しながら、そうした基本的枠組みの可能性を探ってきた。その結果、以下で述べる多少の例外はあるものの、通常金融が提供する商品は基本的にはイスラム金融によっても可能なことが判明したといえよう。しかし同時にまた、通常金融分野では不必要な実物資産の取引を媒介としなければならないことによって、取引に伴う費用が余計にかかることや、「贈り物」(ヒバ)というような元本保証のための擬制を案出しなければならない点も浮き彫りとなった。

七世紀ごろに誕生したコーランはキリスト教の聖書とは異なっており、神の言葉そのものが記された聖典とされており、信者にとってその言葉は現代をも見通したものでなければならなかった。金融工学によって高度な発展を遂げた様々な金融商品を、コーランに基づくイスラム金融の枠組みに押し込めようとの姿勢には、そうしたイスラム教の根幹が深くかかわっている。そして確かに、軍事力が必要とされる国際情勢の現実の中にあつて、我が国が日本国憲法の制約下で対応してきたように、イスラム金融は多大の柔軟性を示してきている。

そうした柔軟性の下での工夫によって、イスラム金融商品の可能性は大きく広がっている。現時点においてイスラム金融としての対応が困難な分野、例えば通貨のオプション取引やクレジット・カードにも、イスラム金融版が誕生し発展していく可能性は決して小さくはない。とはいえその際に問題とせざるをえないのは、なぜわざわざ煩雑な枠組みを作り出さねばならないのである。

通貨のオプション取引は一定期間内に特定レートで通貨を売買する権利自体を対象としており、実物資産の取引を含んでいない。それが投機と結びつきやすいことは周知の事実であり、イスラム金融は二重の禁止を乗り越えねばならない。他方クレジット・カードはデビット・カードとは違い、預けた資金の範囲内で決済がなされる

だけではなく、信用枠の設定を伴っている。だが具体的な実物資産の取引を前提とせずに信用枠を設定し、見返りとして手数料を得るといような仕組みは、基本的にイスラム世界の伝統には属していない。

それゆえマレーシアでは、議論の多いバイ・アル・アイナ等に依存した方式でクレジット・カードが考案された。³⁰⁾ 例えば次のような仕組みである。

- カードの発行者たる「銀行」はカード保持者となる「客」に対し、土地を売却し支払いは一年後とする。
- 別の契約によって「銀行」は当該資産を買戻し、買戻し額(売却額を下回る)を「客」名義のクレジット・カード引き落とし口座に振り込む。
- 「客」は引き落とし口座残額の範囲内でクレジット・カードを使用することができ、また現金を引き出すことができる。
- 残額を超えてクレジット・カードを使用した場合、「客」はその分を「銀行」に支払わねばならない。
- 一年後に「客」は、延払いとなっていた土地購入代金を完済する。

ムラーバハについて述べた際にも触れたが、二回の土地売買に伴う税金は金融商品としての費用を増加させる要因となる。また土地の売買が実際の市場価格を基になされたものでなければ、それは危険負担を避けるための事前の利益確定、すなわち利子を含む契約との批判に晒されよう。カードが普及すればするほど、そうした点が議論の対象となる可能性は大きくなるに違いない。

とどのつまりイスラム金融は、金融商品によつては通常金融の現状に適應するために様々な擬制と無理を内包せざるをえず、それを克服するために一層の複雑さを指向し続ける運命を有していよう。そして当面は資産規模

の拡大で特徴づけられるとしても、現代の金融商品とあまりにかけ離れた枠組みで案出されたイスラム金融商品においては、逆に金融方式としての限界が浮き彫りとなっていくように思われる。

ある意味でイスラム金融は、効率的で簡便、相対的に価値中立的な通常金融の存在を前提として成立するものといっている。国際金融市場でのオイルマネー運用が可能であればこそ、中東産油国は自国金融分野でイスラム的価値を強調する余裕をもちうるのではないか。

(1) 本稿は二〇〇七年に発表した「拡大するイスラム金融とその限界」(『中東動向分析』vol.6, no.4, 2007.7.27)を基に、その後の動向や二〇〇八年七月に実施した出張調査の結果を取り入れて現時点における見解として取りまとめたものである。イスラム金融に関する評価は基本的に変っていないものの、同金融に対する懐疑的見方は多少強化されている。

(2) Siddiqi [2006], Oakley et al. [2008].

(3) Moody's Investors Service [2008].

(4) Dunkley [2006].

(5) 北村・他「二〇〇七」…八頁。

(6) アラブ首長国連邦におけるドバイ・イスラム銀行の設立(一九七五年)。

(7) Islamic Banker 誌の Mushrak Parker 編集主任に対するインタビュー(二〇〇八年七月一日、於ロンドン)。そうした必要に應えるためにマレーシアは実際、一九六三年にムスリム巡礼貯金公社(Tabung Haji)を設立し現在に至っている。

(8) マレーシア政府はイスラム教徒等、通常の有利子金融に抵抗感をもつ人々に対して、同じことがイスラム法に適合した方式でも可能であることを示す機会をイスラム金融の導入に求めてきた。そのため通常の金融方式を排除することは考慮されておらず、通常及びイスラムという二つの金融方式のうち、国民が自らの意思でいずれかを選択する状況が目指されている(同上)。

(9) 板垣「一九九八」によると、義務(ワジブ)く許された(ハラル)くやってもやらなくてもよい(ムバーフ)

「望ましくない (マクルーフ) 禁止 (ハラーム)。

- (10) *The Economist* [2007.7.7].
- (11) *The Economist* [2007.7.7].
- (12) 例えば湾岸におけるイスラム金融の中心ともいえるバハレーンにおいて同国の経済開発委員会駐日代表を務める (平成一七年一月一日の講演時) 今平和雄は、バハレーンの全金融資産一一〇億ドルのうちイスラム金融関連は四八億ドルで四・四%にすぎない実態を明らかにしている (今平 [二〇〇五])。
- (13) 井筒 [二〇〇七] : 上六八頁。引用に際し劫火に付されたルビは省略した。
- (14) コーランが窃盗や追い剥ぎに厳しい刑罰 (手足の切断や磔) を定めているのもそのゆえといえよう。
- (15) 江戸幕府が大名人等の救済を目的に発した徳政令は、利息付きの契約を対象としていた。これを逃れるために証文の中では、筆墨料といった言葉に利息の意味がもたせられるようになっていた (フリー百科事典『ウィキペディア』の「利子」の項 [<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%88%A9%E5%AD%A9>]、二〇〇八年九月七日閲覧)。
- (16) ニーチェ [一九九六]。
- (17) 彼らはさらに進んで金銭の取得に繋がる経済行為自体を穢れたものとする倫理観を持つに至り、その後の貨幣経済の進展に伴い自縄自縛に陥る。しかし、というよりは、だからこそ、行き詰まりの中で実は彼らこそが行動様式 (エートス) の変換によってそうした自縄自縛を脱し、近代への道を拓くことになる。我が国においても明治維新やその後の近代化を主導したのが、金銭を穢れたものとする武士の階層であったことは示唆的であろう (池上 [二〇〇〇])。
- (18) ヴェーバー [一九八九]、大塚 [一九九六]。
- (19) 大黒 [二〇〇六]。
- (20) *The Dictionary of Economics* [1988].
- (21) *The Economist* [2008.9.4].
- (22) Obaidullah [2005]: pp.73-74.
- (23) バンク・イスラム訪問時のインタビュー (二〇〇八年七月二一日、於クアラルンプール)。

- (24) バンク・イスラム訪問時のインタビューで、その理由をバンク・イスラムは、一旦売却に及んだ後でも人間は心変わりをして買い戻したくなることがあり、それを可能にする必要がある点を指摘した（二〇〇八年七月一日、於クアラルンプール）。
- (25) バンク・イスラム訪問時のインタビュー（二〇〇八年七月一日、於クアラルンプール）。
- (26) Parker [2008].
- (27) バンク・イスラム訪問時のインタビュー（二〇〇八年七月一日、於クアラルンプール）。同銀行関係者は一方で、AAOIFIシヤリア委員会には、今回批判の対象となったようなイスラム債の発行を認めた者も含まれていると述べ、不満を表明した。
- (28) *The Economist* [2008.9.4].
- (29) この方式では当然のことながら、「事業者」と「資金提供者」の信頼関係が前提となろう。そのため後者は前者による事業の遂行に一切の口出しはしないし、またその権限も持たない。これに対しムシャラカ（musharakah）と呼ばれる金融方式は、「事業者」と「資金提供者」が共同で事業に出資するという形をとり、通例、利益は出資比率に応じて分配し、損失に対しては共同で責任を負う。「資金提供者」が出資比率に応じた事業への発言権を持つことはいうまでもない。
- (30) Obaidullah [2005]: p.106, bin Mohamed Sultan [2001].

参考文献

- 石田進・田中民之・武藤幸治（一九八八）『現代イスラム経済』日本貿易振興会
 マックス・ヴェーバー（大塚久雄訳）（一九八九）『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫
 ムハンマド・バーキルツ＝サドル（黒田壽郎・岩井聡訳）（一九九四）『無利子銀行論』未知谷
 フリードリッヒ・ニーチェ（木場深定訳）（一九九六）『道徳の系譜』岩波文庫
 大塚久雄（一九九六）『宗教革命と近代社会』みすず書房
 板垣雄三（監修）（一九九八）『イスラム世界がよくわかる』亜紀書房

池上栄子 (森本醇訳) (二〇〇〇) 『名譽と順応…サムライ精神の歴史社会学』 NTT出版

今平和雄 (二〇〇五) 『経済グローバル化とイスラム金融』 如水会講演録 (<<http://old2.josuiikai.net/josuiikai/21f/60/im/im.htm>>) (二〇〇七・七・二五閲覧)

大黒俊二 (二〇〇六) 『嘘と貪欲…西欧中世の商業・商人観』 名古屋大学出版会

荒巻奈留美 (二〇〇七) 『宗教と金融』 の融合—急拡大するイスラム金融— 『Financial Information Technology

Focus, June

「イスラム金融の経済分析(1)(2)」(二〇〇七) *MRI Daily Economic Comment*, June 5

吉田悦章 (二〇〇七) 『イスラム金融入門』 東洋経済新報社

北村歳治・他 (二〇〇七) 『イスラム金融研究会』 国際金融情報センター

井筒俊彦訳 (二〇〇七) 『コーラン』(上・中・下) 岩波文庫

糟谷英輝 (二〇〇七 a) 『拡大するイスラム金融』 蒼天社出版

糟谷英輝 (二〇〇七 b) 『世界を席巻するイスラム金融』 かんき出版

イスラム金融検討会 (二〇〇八) 『イスラム金融—仕組みと動向』 日本経済新聞社

前田匡史 (二〇〇八) 『イスラム金融—世界を動かすダイナミズム』 亜紀書房

糟谷英輝 (二〇〇八) 『中東マネーとイスラム金融』 同友館

門倉貴史 (二〇〇八) 『イスラム金融入門—世界マネーの新潮流』 幻冬舎新書

Dictionary of Economics, 1988, Collins.

Syed Alvi bin Mohamed Sultan, 2001, "Why Islamic Credit Card is Not Feasible," Islamic Banker, September.

Mohammed Obaidullah, 2005, *Islamic Financial Services*, (<http://islamiccenter.kau.edu.sa/english/publications/Obaidullah/ifsf/ifsf.html>) (二〇〇八年九月九日閲覧), pp. 73-74.

Moin Siddiqi, 2006, "The Islamic Dimension," *The Middle East*, October.

Clare Dunkley, 2006, "Crescent Rising," *Middle East Economic Digest*, 27 October-2 November.

- The Economist*, 2007.7.7, (“How to Be Islamic in Business”), (http://www.economist.com/world/africa/displaystory.cfm?story_id=9304369).
- Mushtak Parker, 2008, “Sukuk and the Efficacy of Shariah Governance,” *Islamic Banker*, Issue No.146-147 (March-April).
- David Oakley, Shannon Bond, Cynthia O’Murchu and Cleve Jones, 2008, “Islamic Finance Explained,” FT.com, May 30, (http://www.ft.com/cms/s/0/5067aace-2e67-11dd-ab55-000077b07658.html?nclick_check=1).
- Azemuddin Subhani (interviewed), 2008, “A New Take on Riba,” *New Horizon*, Issue No.168 (July-September).
- Moody’s Investors Service, “Frequently Asked Questions: Notable Trends in Global Islamic Finance,” *Islamic Finance News*, Vol.5, Issue 33 (22th August 2008).
- The Economist*, 2008.9.4 (“Islamic Finance: Savings and Souls”), (http://www.economist.com/world/mideast-africa/displaystory.cfm?story_id=12052687).